■ 構造計算適合性判定を要する建築物について（概要）

【法第20条】

【第1号】
①超高層建築物
h＞60mのもの

【第2号】
①木造（法6条第2号に掲げるもの）
h＞13m又は軒高＞9mのもの
②非木造（法6条第3号に掲げるもの）
・鉄骨造
F≧4のもの（地階を除く）
・RC造又はSRC造
h＞20mのもの
・その他政令で定めるもの

【第3号】（第2号のものを除く）
①木造（法6条第2号に掲げるもの）
②非木造（法6条第3号に掲げるもの）
③石造，れんが造，CB造，無筋CON造，その他これらに類する建築物
h＞13m又は軒高＞9mのもの

【第4号】
①第1号～第3号以外のもの

【令第36条の2】

①組積造，補強CB造
F≧4以上のもの（地階を除く）
②鉄骨造（3F以下）
h＞13m又は軒高＞9mのもの
③RC造とSRC造とを併用
h＞20mのもの
④木造，組積造，補強CB造，鉄骨造の2以上を併用又はこれら1以上とRC造若しくはSRC造とを併用で，次のイ又はロに該当するもの
イ：F≧4のもの（地階を除く）
ロ：h＞13m又は軒高＞9mのもの
⑤その他告示で指定するもの

【H19国告第593号】

①鉄骨造（3F以下（地階を除く），h≦13m，軒高≦9m）で，次のイ～ハのいずれかに該当するもの以外のもの（薄板軽量形鋼造，屋上の積載荷重が大はイ又はハ）
イ：1）スパン6m以下，2）延べ面積500㎡以内，3）地震力についてCo=0.3以上として令第82条第1号～第3号までの構造計算をしたもの（冷間成形角形鋼管マニュアルに従うこと），4）筋かい軸部の降伏時に端部，接合部が破断しないこと
ロ：1）F≦2のもの（地階を除く），2）スパン12m以下，3）延べ面積500㎡以内（平屋の場合は3，000㎡以内），4）上記イ3）4）に適合，5）偏心率≦0.15に適合，6）柱・梁と接合部・柱脚の接合部が構造耐力上支障のある急激な耐力低下を生じないこと
ハ：規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に基づき，大臣認定した構造の建築物又はその部分
②RC造（壁式ﾗｰﾒﾝRC造，壁式RC造，RC組積造を除く），SRC造，RC造とSRC造とを併用（h≦20m）で，次のイ又はロに該当するもの以外のもの
イ：1）Σ2.5αAw+Σ0.7αAc≧ZWAi（耐力壁の開口周比≦0.4，SRC造柱は0.7→1.0）
2）Q_D=min{Q_L+nQ_E，Qo+Qy}を用いて令第82条第1号～第3号までの構造計算
ロ：規則第1条の3第1項第1号ロ(2)に基づき，大臣認定した構造の建築物又はその部分
③木造，組積造，補強CB造，鉄骨造の2以上を併用又はこれら1以上とRC造若しくはSRC造を併用で，次のイ～ホに該当するもの以外のもの（④のものを除く）
イ：F≦3のもの（地階を除く）　ロ：h≦13mかつ軒高≦9mのもの
ハ：延べ面積≦500㎡　ニ：鉄骨造の階が上記①のイ1），3），4）に適合
ホ：RC造，SRC造の階が上記②イに適合
④木造とRC造とを併用で，次のイ～トに該当するもの以外のもの
イ：F=2又は3（地階を除く）かつ1FをRC造，2F以上を木造
ロ：h≦13mかつ軒高≦9mのもの　ハ：延べ面積≦500㎡
ニ：地上部分の層間変形角1/200（1/120）以内
ホ：2F以上の剛性率≧0.6かつ各階偏心率≦0.15
ヘ：1F部分についてΣ2.5αAw+Σ0.7αAc≧0.75ZWAiを確認（耐力壁の開口周比≦0.4，SRC造柱は0.7→1.0）
ト：2F以上について筋かいβによる水平力割増し，筋かい軸部の降伏時に端部，接合部が破断しないこと，地上部分の塔状比が4を超えないこと
⑤床版又は屋根版にﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ版を用いた建築物で，ﾃﾞｯｷﾌﾟﾚｰﾄ版を用いた部分以外の部分が，次のイ～ヘのいずれかに該当するもの以外のもの
イ：木造で，h≦13mかつ軒高≦9mのもの
ロ：組積造又は補強CB造で，F≦3のもの（地階を除く）
ハ：鉄骨造（3F以下（地階を除く），h≦13m，軒高≦9m）で，①イ又はロに該当
ニ：RC造，SRC造，RC造とSRC造とを併用（h≦20m）で，②イに該当
ホ：木造，組積造，補強CB造，鉄骨造の2以上併用又はこれら1以上とRC造若しくはSRC造とを併用で，③イ～ホに該当
ヘ：木造とRC造とを併用で，④イ～トに該当
⑥床版又は屋根版に軽量気泡ｺﾝｸﾘｰﾄﾊﾟﾈﾙを用いた建築物で，同ﾊﾟﾈﾙを用いた部分以外の部分が，⑤イ，ハ，ホのいずれかに該当するもの以外のもの
⑦屋根版にｼｽﾃﾑﾄﾗｽを用いた建築物で，屋根版以外の部分が⑤イ～ホのいずれかに該当するもの以外のもの
⑧告示666号の規定による骨組膜構造で，次のイ，ロに該当するもの以外のもの
イ：同告示第1第2項第1号ロ(1)～(3)に該当するもの
ロ：骨組の構造が，⑤イ～ヘのいずれかに該当するもの

【必要な構造計算基準】

①時刻歴応答解析

【h＞31mの場合】
①保有水平耐力計算（ルート3）
令第82条各号（長・短期応力度等の計算）
令第82条の2（層間変形角の計算）
令第82条の3（保有水平耐力の計算）
令第82条の4（屋根ふき材等の計算）
②限界耐力計算
③時刻歴応答解析

【h≦31mの場合】
①許容応力度等計算（ルート2）
令第82条各号（長・短期応力度等の計算）
令第82条の2（層間変形角の計算）
令第82条の4（屋根ふき材等の計算）
令第82条の6第2号イ（剛性率の計算）
令第82条の6第2号ロ（偏心率の計算）
②保有水平耐力計算
③限界耐力計算
④時刻歴応答解析

①許容応力度計算（ルート1）
（令第82条各号及び令第82条の4の計算）
・大臣認定プログラムを使用する場合
・大臣認定プログラムを使用しない場合
②許容応力度等計算
③保有水平耐力計算
④限界耐力計算
⑤時刻歴応答解析

①構造計算不要（仕様規定に適合させる）
②許容応力度計算
・大臣認定プログラムを使用する場合
・大臣認定プログラムを使用しない場合
③許容応力度等計算
④保有水平耐力計算
⑤限界耐力計算
⑥時刻歴応答解析

評定＋大臣認定

構造計算適合性判定

特定行政庁又は指定確認検査機関による建築確認